

財務省第12入札等監視委員会  
令和6年度第2回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和6年12月17日(火) 福岡合同庁舎 本館5階 共用第2会議室	
委員	委員 大橋 敏道(福岡大学 法学部教授)	
	委員 柴田 祐二(柴田公認会計士事務所 公認会計士)	
	委員 森 裕美子(森総合法律事務所 弁護士)	
審議対象期間	令和6年7月1日(月)～令和6年9月30日(月)	
契約締結分の概要説明	審議対象期間に係る契約締結分及び契約実績状況調書の概要を説明	
抽出事案	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名 : 国有地擁壁保全工事(北九州市門司区風師)監理業務 契約相手方 : 日本物理探鑛株式会社九州支店(法人番号6010801009076) 契約金額 : 6,765,000円(税込) 契約締結日 : 令和6年7月10日 担当部局 : 福岡財務支局
随意契約(公共工事)	1件	—
競争入札(物品役務等)	2件	契約件名 : 鹿児島税関支署清掃業務他請負契約 一式 契約相手方 : 株式会社エスシーサポート(法人番号1240001047429) 契約金額 : 1,108,800円(税込) 契約締結日 : 令和6年8月30日 担当部局 : 長崎税関
		契約件名 : 備品及び消耗品の購入(福岡業務センター春日分室)クリアチェスト10段 80個ほか14品目 契約相手方 : 株式会社福助屋 (法人番号3290001016237) 契約金額 : 2,772,000円(税込) 契約締結日 : 令和6年9月20日 担当部局 : 福岡国税局
随意契約(物品役務等)	1件	契約件名 : IHI検査計測社製X線貨物検査装置(IXI200-180180D-N)随時保守業務一式 契約相手方 : 株式会社IHI検査計測(法人番号4010701000913) 契約金額 : 1,474,000円(税込) 契約締結日 : 令和6年9月12日 担当部局 : 門司税関
うち応札(応募)業者数 1者関連	2件	契約件名 : 国有地擁壁保全工事(北九州市門司区風師)監理業務 契約相手方 : 日本物理探鑛株式会社九州支店(法人番号6010801009076) 契約金額 : 6,765,000円(税込) 契約締結日 : 令和6年7月10日 担当部局 : 福岡財務支局
		契約件名 : IHI検査計測社製X線貨物検査装置(IXI200-180180D-N)随時保守業務一式 契約相手方 : 株式会社IHI検査計測(法人番号4010701000913) 契約金額 : 1,474,000円(税込) 契約締結日 : 令和6年9月12日 担当部局 : 門司税関
委員からの意見・質問 それに対する回答等	次ページ以降のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p><b>【事案 1】</b>            契約件名 : 国有地擁壁保全工事(北九州市門司区風師)監理業務            契約相手方 : 日本物理探鑛株式会社九州支店            (法人番号6010801009076)            契約金額 : 6,765,000円(税込)            契約締結日 : 令和6年7月10日            担当部局 : 福岡財務支局</p>	
<p>1者応札かつ高落札率であるため、予定価格の積算が適正であったか、また、競争性が働いているのかについて検証する必要がある。</p>	
<p>1者応札となった要因は何か。</p>	<p>本件に限らず、工事の監理業務については、参加業者が少ないというのが現状であり、その理由として、適切に工事を監理するためには、工事期間中、長期にわたり技術者を配置しなければならず、他の業務を受注している場合、人繰りが困難と聞いている。昨今の人手不足も拍車をかけていると考えている。            さらに、工事現場は傾斜地となっており、近隣に十分な駐車スペースがないことや利便性が低いことなどがあげられる。</p>
<p>積算資料に記載のある「過去事例」とは具体的に何か。</p>	<p>平成29年度と平成30年度に小倉出張所において発注した法面保全工事監理業務のことである。</p>
<p>その2件の事例においても、応札者は1者だったのか。</p>	<p>どちらの事例も複数の業者が参加している。</p>
<p>競争性の確保及び複数応札を実現するため、どのような対応を行ったか。</p>	<p>競争参加資格の拡大を行ったほか、設計業者や近隣の業者3者に声掛けを行っている。</p>
<p>工期を設定するにあたり、他の業者の受注状況を確認し、工期をずらすなどの検討は行ったのか。</p>	<p>本件については、擁壁保全工事であったことから、緊急を要するため、工期の調整は行っていない。</p>
<p>参加業者が少ないとのことだが、入札参加資格を満たす業者が少ないとの理解でよいか。</p>	<p>本件の参加資格業者数は、九州沖縄地区で828者、福岡県内で94者、北九州市内で10者おり、競争性が働く環境にあると考えているものの、参加してくれる業者は少ない。</p>
<p>高落札率となった理由は何か。</p>	<p>本業務は、仕様書において、監督及び検査業務に係る配員構成「人・日」を明記しており、単価につきましては、国土交通省が公表している「(別表)令和6年度 設計業務委託等技術者単価」を採用しているため、「工事監督支援業務積算基準」や当福岡財務支局における過去の入札実績を承知している事業者であれば、総合的に勘案して見積もることが可能であり、その結果、高落札率となったと考えている。</p>
<p>予定価格の算定において、工事監督支援の数量を1日から0.25日に調整している理由は何か。</p>	<p>調整をしなかった場合、毎日現場に張り付く必要が生じるため、過去事例の実績や業者聞き取りを踏まえた調整を行っている。</p>
<p>予定価格の直接人件費と業者提出の工事費内訳書に記載された直接人件費が同額となっているが、上記の調整を行っているのであれば、同額になることはないのではないか。</p>	<p>本件については、仕様書に配員構成としての人・日を示しており、その数量に労務単価を乗じることから、同額となる場合もあると考えている。</p>

意見・質問	回 答
<p><b>【事案 2】</b></p> <p>契約件名 : IHI検査計測社製X線貨物検査装置 (IXI200-180180D-N) 随時保守業務一式            契約相手方 : 株式会社IHI検査計測 (法人番号 4010701000913)            契約金額 : 1,474,000円 (税込)            契約締結日 : 令和6年9月12日            担当部局 : 門司税関</p>	
<p>1者応札かつ高落札率であるため、予定価格の積算が適正であったか、また、競争性が働いているのかについて検証する必要がある。</p>	
<p>交換となったPCは何年使用したもののか。</p>	<p>当該X線検査装置は平成29年度に納入されており、7年使用したものである。</p>
<p>定期保守点検業の契約内容はどのような内容か、また、定期保守において今回の故障は発見されなかったのか。</p>	<p>定期保守点検においては、①外観構造の点検、②コンベア等の機械部の動作点検、③機器の安全停止機能等のX線検査装置自体の機能点検、④電源等の電気関係の点検、⑤X線漏洩線量の測定などを実施している。            なお、定期点検において本故障は発見されていないが、PC故障は兆候がわかりやすいものばかりではないものと考えている。</p>
<p>本契約のPC交換は契約相手しかできない特別なもののか。また、セットアップ作業も契約相手しかできない内容なのか。</p>	<p>X線検査装置を起動するソフトウェアが内蔵されたPCやセットアップとすれば、公募結果を踏まえても契約相手しかできないと判断できると考える。</p>
<p>予定価格の積算において諸経費のうち最低比率を採用した理由は。</p>	<p>「建築保全業務積算要領」は業務区分に応じて各諸経費の比率が一定範囲で示されている。過去の契約実績を踏まえて、本契約内容が該当すると考える区分のうち最低比率を採用しているものである。</p>
<p>定期保守の業者と随時保守契約を締結するのであれば、「諸経費」の部分について、ある程度減額等があり得ると思うが、そのような交渉は行ったのか。</p>	<p>業者から見積り金額等を聴取する際には、可能な限り値引きを反映していただくよう、都度依頼している。</p>
<p>競争性の確保及び複数参加を実現するためどのような対応を行ったか。            X線貨物検査装置のPC交換業務を機器・通常保守の契約業者以外が行う場合に支障となる点は何か。</p>	<p>過去に他メーカーの修繕には参加できないと回答があったため今回の契約前に声掛けは行っていないが、改めてその理由等を確認したところ、X線検査装置ごとに部品の交換方法が異なる可能性がある上、当該メーカーに交換方法を問い合わせても開示されず部品交換後の正常動作の保証ができないため、受注は困難とのことであった。</p>
<p>本契約のPC交換という内容であれば単純であり、多くの業者が対応できるのではないか。</p>	<p>本PCは電源を入れれば自動でX線検査装置が起動し、装置が操作可能な状態になる専用ソフトウェアが内蔵されたものである。</p>
<p>本契約で交換を要するPCは高額であるが、当該価格の妥当性はどのように確認できるのか。</p>	<p>メーカーが異なるため直接的な妥当性の確認とはならないが、他メーカーのX線検査装置のPCの価格などと比較が可能である。</p>
<p>7年使用したPCであれば、定期保守の際に交換の推奨などがあってもよいと思われるが、何もなかったのか。</p>	<p>事実として直近の定期点検においては、PC交換の所見はなかった。</p>

一般的にX線検査装置の使用期間はどのくらいなのか。	使用頻度や設置場所などを考慮し更新の判断がなされてるため、一概には決まっていないものの7年程度経過したものであれば、更新されることがある。
予定価格で最低の諸経費を採用していることを受注者は把握しているのか。	当方がどのように予定価格を積算しているか把握する方法はない。

意見・質問	回 答
<p><b>【事案 3】</b>            契約件名 : 鹿児島税関支署清掃業務他請負契約一式            契約相手方 : 株式会社エスシーサポート(法人番号1240001047429)            契約金額 : 1,108,800円(税込)            契約締結日 : 令和6年8月30日            担当部局 : 長崎税関</p>	
<p>低落札率であるため、予定価格の積算が適正であったか、及び低落札率となった原因について検証する必要がある。</p>	
<p>令和4年度以降の同業務に係る入札を実施した際の予定価格調書及び入札状況調書の内容はどのようなものだったのか。</p>	<p>予定価格調書は、市場価格調査のため複数の業者に見積依頼し、見積書を基に作成している。令和2年度まで建築施工単価等に基づく予定価格積算を行っていたが、必ずしも現地の人件費等を正確に反映しているものではなく、適正な予定価格の積算を目的として現在の方法を採用しているものである。            入札状況については、一部の入札参加者が低価格で落札している状況である。</p>
<p>今回の予定価格を算出する際に、上記の状況・内容や、過去5年の落札実績は考慮しなかったのか。考慮しなかったのはどうしてか。</p>	<p>一部の入札者が低価格で落札している状況は把握していたが、他の複数の入札者の入札金額と乖離していることからその価格に合わせる積算方法をとることが適正か否かは不明であり、採用している予定価格の積算方法に問題があるとは断定できないこと、及び過去5年の経緯も踏まえ、今回の方法を採用している。</p>
<p>唯一、参考見積書を提出したA社が参加しなかったのはどうしてか。</p>	<p>参考見積を依頼した8月は清掃業において繁忙期であり、見積りに応じることができたのはA社のみであった。            また、同社は市場調査依頼についてのみ協力したものであり、新たな長期契約の受注は当初から困難であったことから、入札には参加していない。</p>
<p>A社が提出した参考見積書と応札者の1人であるB社の入札金額はほぼ同じだが、他方で、落札者の入札金額とはかなり乖離がある。乖離の理由は何だと考えられるか。</p>	<p>落札者の価格設定について調査等は行っておらず、明確な理由は把握していない。            市場価格調査の際に入手した情報によれば、受注実績が少ない業者は採算よりも契約実績作りを優先した価格設定を行う場合があり、他社よりも大幅に安価な入札金額になることがあるとのことであるが、真偽は不明である。</p>
<p>1者が入札に不参となっているが、その理由は何か。</p>	<p>同社は過去に同契約の受注実績があり、対応可能として入札を予定したものの、最終的に清掃等の人員確保ができず断念したものである。</p>
<p>入札参加資格は原則D等級のところ、入札参加者が少ないことが予定されることからC等級を加えているが、今回初めてこの対応をとったのか。過去実績においても同様の対応をしているか。</p>	<p>正確にいつから採用しているかはこの場で回答できないが、従来から同様の対応と聞いている。</p>
<p>入札参加資格が少なくなることが予想されたというのは年度途中からの業務となることが理由か。</p>	<p>その通りである。市場価格調査のため複数の清掃業者に連絡を取った時点で、多忙であり対応困難との回答を得ていた。</p>

<p>今回の予定価格は1者の見積を基にしており、7か月分の見積金額を年間分に換算した金額は、過去3年の年間分の予定価格と比較して高額であるが、高すぎると考えなかったのか。</p>	<p>今後7か月で年間契約と全く同じ業務内容を毎月請け負うわけではなく、請負期間の長さが請負業者における経費へ与える影響も考慮した結果、年間の場合と単純に比較してその金額に合わせるのではなく実際に委託する内容及び期間に対する見積り結果から積算することが適切と判断した。</p>
<p>予定価格の設定に問題ないのであれば、低率の落札となった場合に、その入札価格が適正なのか、人件費の設定等、その会社の業態として適切な労務管理がなされているかといった点の調査は行っているのか。</p>	<p>質問事項に特化した調査は行っていない。清掃状況等が不十分と判断した場合には、請負業者に対して清掃状況や清掃員への指導状況等を確認し、是正を促している。</p>
<p>低率で落札した会社の経営が健全で労務管理も適切に行われており、過去の実績が低率で続いているのであれば予定価格を見直す必要があると思われ、予定価格が適切であれば低率で落札する会社の業態を確認する必要があるのではないか。</p>	<p>承知した。</p>

意見・質問	回 答
<p><b>【事案 4】</b>            契約件名 : 備品及び消耗品の購入(福岡業務センター春日分室)クリアチェスト10段 80個            ほか14品目            契約相手方 : 株式会社福助屋 (法人番号 3290001016237)            契約金額 : 2,772,000円(税込)            契約締結日 : 令和6年9月20日            担当部局 : 福岡国税局</p>	
<p>高落札率であり、落札者が固定化している傾向が見受けられるため、予定価格の積算が適正であったか、また、競争性が働いているのかについて検証する必要がある。</p>	
<p>予定価格の積算における、インターネット資料とは、具体的に何か。</p>	<p>インターネット資料とは、予定価格の積算において、メーカーのホームページから金額を確認したものである。</p>
<p>予定価格の運送費積算の際に、聞き取りを行った業者は誰か。</p>	<p>聞き取りは、本案件の応札者2者のうち、落札者でない者から行っている。</p>
<p>予定価格調書における積算の際の「調整率」は、どのような根拠によるものか。</p>	<p>調達物品のうち当局において過去に調達した実績がある5品目について、定価と比較した調達率を算出し、その平均を調整率としている。調整率は過去の調達状況から算出したものであるため、合理性があると考えている。</p>
<p>過去5年のオフィス用品入札状況を見ると、応札者のメンバーや契約者が固定化しているが、その他の業者に対する声掛け等はどのようにしているのか。</p>	<p>現状、複数の者の応札が見込まれない場合は、まず前年応札した業者へ声掛けを行い、次に過去の応札者や辞退した者、また当該案件の仕様書等をシステムからダウンロードした者へ声掛けを行っている。</p>
<p>広く競争性を確保するため、どのような対応を行ったか。また、今後、どのような対応を考えているか。</p>	<p>広く競争性を確保するため、入札準備を早めに進め、公告期間を長く確保した。また、調達物品はカタログ等に掲載されている一般的な仕様のものとし、同等品でも可とする対応を行った。</p> <p>応札しなかった者に確認したところ、調達物品の種類やメーカーが多岐に渡っており、メーカーとの調整に労力が掛かるため対応できないと判断したとのことであった。</p> <p>今後は、分割して入札することを検討する必要があると考えるが、分割することで、スケールメリットがなくなってしまうデメリットもあることから、案件ごとに判断していきたい。また、今後は他部局の入札状況を情報収集し、入札参加者への声掛けも行っていきたい。</p>
<p>応札者が2者と少ない原因は何か。</p>	<p>応札しなかった者からの聞き取り内容から、調達物品の種類やメーカーが多岐に渡り対応できる者が限定されたことにあると考えている。</p>

【委員会の審議結果】	
<p>(第1事案について)</p> <p>立地条件や人手不足等の理由により、1者応札となったことは理解した。</p> <p>しかしながら、競争性を確保するためにも、山口県の業者など声掛け範囲を拡大し、応札者の増加を図られたい。</p>	
<p>(第2事案について)</p> <p>現状の随時保守の契約方法では業者の提示による契約となる恐れがあることから、発注者として修理方法の詳細を把握の上、業者と交渉することや、装置購入時の契約時にPC交換費用を盛り込むなど、契約方法を検討すべきではないか。</p>	
<p>(第3事案について)</p> <p>年度途中の変則的な入札であるため応札者が少なくなった事情は理解できたが、低落札率がここ数年続いており、不適切な低価格で落札されているとすれば、低価格調査の対象ではないとしても、業務が適切に行われているのか、定期的に何らかの方法で確認する必要があるのではないかと考える。</p>	
<p>(第4事案について)</p> <p>応札者や落札者が固定化している状況は競争上好ましくないため、業者から調達物品数が多すぎるとの意見が出ているとのことであれば、分割調達の手法も検討されたい。</p>	